

# 平成 30 年度重点行政監査「公の施設の指定管理者制度」 の結果報告書（概要版）

平成 31 年 3 月 15 日

広島県監査委員

## 1 なぜ監査を実施したのか

指定管理者制度は、公の施設の管理において、民間活力による利用者サービスの向上や管理経費の縮減を図るため導入された制度であり、制度創設から 15 年が経過している。

県では、現在、51 の公の施設について指定管理者制度を導入しているが、①老朽化した施設・設備の維持管理の問題、②県と指定管理者の費用負担に課題を抱えている。

また、県内の市町においては、指定管理施設の経営が行き詰まるという問題も生じている。

このことから、指定管理施設の現状と問題点を洗い出し、指定管理者制度導入の原点に立ち返って、制度導入の効果や課題等の検証を行ったものである。

## 2 監査・調査の対象機関

- (1) 県の機関 制度を総括している総務局及び施設の所管局
- (2) 公の施設を管理する指定管理者 38 団体、51 施設

## 3 監査委員意見（全般的事項）

### (1) 施設の設置目的に沿った有効な取組とその効果について

- 利用者が増加した施設が 23/30 施設（76.7%）あった。

区分	増加施設数	減少施設数	比較対象外施設
利用者数等	23	7	21

- 実績が目標に達していない施設が 17/44 施設（38.6%）あった。

区分	実績が目標を上回った施設数	実績が目標を下回った施設数	比較対象外施設
利用者数等	27	17	7

- 利用料金収入が増加した施設が 17/24 施設（70.8%）あった。

区分	増加施設数	減少施設数	比較対象外施設
利用料金収入	17	7	5

### **意見**

- 利用率や利用料金収入の減少だけでなく増加した原因等についても、詳細な分析を十分に行っていないものがあるため、継続的な利用率等の改善に向けて、より詳細な分析・評価の実施について検討すること。
- 適切な目標の設定と目標の定期的な見直しについて検討すること。

## (2) 大規模修繕等施設・設備の維持管理の在り方と施設の将来ビジョンについて

- 大規模修繕計画が未策定のものが 19/51 施設(37.3%)ある。

区分	策定済	未策定	
		策定予定あり	策定予定なし
施設数	32	1	18

- 小規模修繕等の責任分担が協定どおりとなっていないケースがある。
- 要修繕箇所が多く指定管理者に過度な負担を強いているケースがある。

### 意見

- 施設の将来ビジョンに基づいた大規模修繕（改修）計画の策定・実施を検討すること。
- 指定管理者に過度な負担を負わせないように、県と指定管理者の責任分担を修繕の性格に基づき行うとともに、施設本来の機能回復等とリノベーションの区分けを明確化すること。
- 県が実施する施設改修に係る損失補償（休業補償）の在り方について検討すること。

## (3) 公平公正な指定管理者の選定について

- 公募した施設のうち応募者が1者のみが 22/38 (57.9%) であるが、制度の本旨である新たな提案を促す例はほとんどない。
- 非公募の施設が 13/51 (25.5%) あるが、いずれも非公募理由が公表されていない。

### 意見

- 指定管理者の公募において、適切な募集要件や指定管理者の管理上の自主的努力を評価する仕組みなど競争性の拡大を工夫するとともに、応募が1者であっても応募者からより効果的な提案がなされ、委託業務の品質向上が図られるような工夫を検討すること。
- 行政の透明性の確保及び説明責任の観点から、非公募理由の公表を検討すること。

### 総括意見

- ① 管理運営の改善につなげるために、より詳細な効果検証の仕組みを構築するなど、常に見直しを行い、指定管理者制度の効果が十分に発揮されるように努める必要がある。
- ② 大局的、長期的な視野に立って施設の将来ビジョンについて検討し、それに基づいた大規模修繕計画を策定し実施していく必要があるとともに、通常の修繕においても金額の多寡のみに関わらず、修繕の意義に即した、県と指定管理者の役割分担の明確化を検討する必要がある。

#### 4 改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

##### （1）改善を求める事項

- 「指定管理者制度導入施設の管理運営状況」の施設の管理経費収支に関して、委託料と支出額が収支均衡となるように作成し、実態を正確に反映していないものについて、改善を求めたもの。（総務局業務プロセス改革課，土木建築局港湾振興課：一般港湾施設（広島港，福山港，尾道糸崎港），土木建築局住宅課：県営住宅）
- 利用料金の減免額が県の予算上限額を超えたため，減免額の一部が補填されていないケースについて，減免額を補填するよう改善を求めたもの（土木建築局都市計画課：びんご運動公園）
- 利用料金制で運営されているにもかかわらず，赤字決算となった場合には，県が運営交付金を交付することになっている制度について，改善を求めたもの（健康福祉局がん対策課：広島がん高精度放射線治療センター）

##### （2）検討要請事項

- 効果検証の公表資料として位置づけるべき「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」において，指定管理業務を見直した際の視点を踏まえて，効果等の検証を明示するよう検討を要請したもの（総務局業務プロセス改革課，環境県民局文化芸術課：美術館）
- 修繕の迅速な対応についての仕組みづくりと指定管理者の過度な負担とならないよう，総額での上限額の設定等について検討を要請したもの（環境県民局自然環境課：県民の森）
- 指定管理期間を現行5年間としているが，中長期的な視点及び事業内容に基づく修繕計画や予算執行も考慮し，指定管理期間の適否について検討するよう要請したもの（土木建築局港湾振興課：一般港湾施設（広島港，福山港，尾道糸崎港））